

やっぱり裁判所には期待できないから
他の運動に力を入れた方が良くない？

樋口裁判官が特別だったんだよ...

正直、裁判に食傷気味...

また福井地裁！？
同じ裁判官にまたひどい判決
出されるんじゃないの？

高浜原発3号機再稼働しちゃったけど
今さら裁判起こして意味あるの？

裁判じゃ本当に言いたいこと
が言えない！
本当に大切な議論が裁判じゃ
できなくない？

高浜原発3・4号機運転差止訴訟 福井地裁提訴に向けて

2016年2月14日

弁護士 鹿島 啓一

まずは、自分語りから始めさせて下さい。



- ▶ 弁護士 鹿島 啓一 金沢弁護士会所属 2007年弁護士登録
- ▶ 主に関わっている原発訴訟弁護団：志賀原発
大飯原発（福井地裁2014年5月21日判決）
高浜原発（福井地裁2015年4月14日決定，同年12月24日決定）
- ▶ 私は、福島原発事故を目の当りにして初めて、原発の危険性・非人道性を認識しました。福島原発事故が起こるまで、原発に無知・無関心であった愚か者です。
- ▶ 私のような愚かな大人が福島原発事故を起こし、全く責任のない子ども達を被ばくさせてしまったと考えています。小出裕章氏の著書のタイトル「騙されたあなたにも責任がある」は、まさにそのとおりだと思います。
- ▶ 福島原発事故後、私は、行動を起こさないことは罪であると思い、自分に何ができるか考えました。私は、弁護士ですから、当然、原発訴訟に関わることも考えました。
- ▶ しかし、私は、当初、原発訴訟に関わることには消極的でした。

3. 1 1 前の主な原発訴訟（参考資料：海渡雄一「原発訴訟」）

提訴	原発	請求	地裁	高裁	最高裁
1973	伊方原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1973	東海第二原発	設置許可取消	×	×	×
1975	福島第二原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1978	伊方原発2号機	設置許可取消	×		
1979	柏崎刈羽原発1号機	設置許可取消	×	×	×
1981	女川原発1・2号機	建設・運転差止	×	×	×
1985	もんじゅ	設置許可無効確認	×	○	×
1985	もんじゅ	運転差止			
1988	志賀原発1号機	建設・運転差止	×	×	×
1988	泊原発1・2号機	建設・運転差止	×		
1991	福島第二原発3号機	建設・運転差止	×	×	×
1991	高浜原発2号機	運転差止	×		
1999	志賀原発2号機	運転差止	○	×	×
1999	島根原発1・2号機	運転差止	×	(係属中)	
2003	浜岡原発1～4号機	運転差止	×	(係属中)	
2010	大間原発	建設・運転差止	(係属中)		

2勝3敗

3. 1 1 前の原発訴訟判決①

伊方原発 1 号機訴訟第一審判決

参考資料：海渡雄一「原発訴訟」、小出裕章ほか「動かすな、原発」

- ▶ 最初期の原発訴訟。
- ▶ 京都大学原子炉実験所等の科学者グループ支援の下、原発が抱える広範な問題について科学的な論争が行われた。
- ▶ 国側の証人の学者の中には、証言台に突っ伏す者もいた。裁判所の文書提出命令に対しても国は従わなかった。
- ▶ 実質的な審理を進めてきた裁判長が判決直前に交代され、新たに赴任してきた裁判長は一度も法廷で審理をしないまま判決を書き、住民に敗訴を言い渡した。

3. 1 1 前の原発訴訟判決②

もんじゅ訴訟控訴審判決と最高裁判決

参考資料：海渡雄一「原発訴訟」

- ➡ **2003年 1月27日 控訴審住民側勝訴判決**
名古屋高裁金沢支部は、①ナトリウムによる腐食効果に関する判断の欠落、②蒸気発生器破損の可能性、③炉心崩壊事故をめぐる判断の過誤を理由に、住民側を勝訴させた。
- ➡ **2005年 5月30日 最高裁住民側敗訴判決**
これを受けた最高裁は、法律審であるにもかかわらず、高裁に差し戻すこともせず、高裁の事実認定を覆すという禁じ手を使って、逆転敗訴させた。

3. 1 1 前の原発訴訟判決③

柏崎刈羽原発 1 号機訴訟最高裁判決

参考資料：海渡雄一「原発訴訟」

- ➡ 2005年11月22日 控訴審住民側敗訴判決
→住民側上告
- ➡ 2007年 7月16日 新潟県中越沖地震により3000
箇所以上の機器が破損した。
- ➡ 2009年 4月23日 最高裁住民側敗訴判決
「なお、原審口頭弁論終結後の平成19年7月16日、本件
原子炉の近傍海域の地下を震源とする新潟県中越沖地震が
発生したところ、この点は、法律審としての当審の性格、
本件事案の内容、本件訴訟の経緯等にかんがみ、上記の判断を
左右するものではない。」

→もんじゅ訴訟最高裁判決とのダブルスタンダード

原発再稼働の動きが止まらない中、 原発訴訟に関わるように...

- ▶ 2012年 7月 1日 大飯原発3号機再稼働 ←新規制基準策定前
18日 大飯原発4号機再稼働 4大臣会合による
- ▶ 河合弘之弁護士
「民主主義が機能不全に陥った時こそ司法の出番」
- ▶ 2012年11月30日 大飯原発3・4号機運転差止訴訟
福井地裁提訴

そして、2014年5月21日樋口判決

- ▶ 2014年 5月21日 大飯原発3・4号機運転差止判決
(樋口英明裁判長, 石田明彦裁判官, 三宅由子裁判官)
- ▶ **福島原発事故後初めての運転差止訴訟判決で住民側勝訴**
- ▶ 感動的な判決文
「たとえば本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」
- ▶ しかし、その内容は、争いのない事実から認定し、二段構えの論理を用いるなど、堅実な内容となっている。
参考資料：「動かすな、原発。－大飯原発地裁判決からの出発」（岩波ブックレット）判決解説（鹿島啓一）

改めて確認したい樋口判決の論理①

- ▶ 生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利。
 - ▶ 原子力発電所の稼動は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべき。
 - ▶ 大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。
- ⇒生命を守り生活を維持する利益という根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる。

改めて確認したい樋口判決の論理②

- ▶ 新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとするれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。
- ▶ しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。
- ▶ 原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。

樋口判決を受けての反省

- ▶ 2014年 5月22日 関西電力が控訴
→判決が確定していないため、法律上は再稼働できる状態
現在、名古屋高裁金沢支部に係属中
(内藤正之裁判長、寺本明広裁判官、鳥飼晃嗣裁判官)
- ▶ しかし、本来は、樋口判決を受けて、全ての
原発を廃炉に追い込まなければならなかった。
- ▶ 原発訴訟の目的
 - △勝訴
 - 全原発の再稼働阻止・廃炉

樋口判決を無視する再稼働の動き

- ▶ 2014年 5月21日 田中俊一原子力規制委員会委員長
「いつも申し上げていることですが、司法の判断について、私の方から申し上げることはないということです。だから、大飯については、従来どおり、我々は我々の考え方で適合性審査をしていくということになるかと思えます。」
- ▶ 2014年 5月27日 関西電力八木誠社長
「規制委員会の安全審査、国の了承、地元である福井県、立地町の同意という条件が整えば、再稼働を実現していく。」
「控訴というのは判決が確定していないということ。安全性が確認されたプラントは、一日も早く再稼働していきたいという考えに変わりはない。」

次に打った手は仮処分

そして、2015年4月14日樋口決定

- ▶ 2014年11月28日 大津地裁仮処分命令申立却下決定「早急に再稼働が容認されるとは考えにくい」
- ▶ 2014年12月 5日 福井地裁に仮処分命令申立て
- ▶ 2015年 3月11日 第2回審尋期日「大飯原発については期日を行行する。高浜原発については機が熟したので決定を出す。」関電が裁判官3名の忌避申立て
- ▶ 2015年 4月 9日 忌避申立て却下確定
- ▶ 2015年 4月14日 高浜原発3, 4号機運転差止仮処分命令（樋口英明裁判長, 原島麻由裁判官, 三宅由子裁判官）
- ▶ 高浜原発3, 4号機の再稼働は法律上できない状態になっていた。

しかし、2015年12月24日林決定 仮処分決定取消し

高浜原発3・4号機についての福井地裁係属の裁判と再稼働に向けた動き

2014年12月5日 住民側が福井地裁に仮処分命令申立て

2015年4月14日 運転差止仮処分命令（樋口英明裁判長，原島麻由裁判官，三宅由子裁判官）→仮処分命令は直ちに効力を生ずるため，法律上再稼働できない状態

2015年 4月17日 関電が福井地裁に異議申立て

2015年11月13日 異議審理終結，「常識的な時期」に決定

2015年12月22日 西川一誠福井県知事再稼働同意

2015年12月24日 仮処分命令取消決定（林潤裁判長，山口敦士裁判官，中村修輔裁判官）→法律上は再稼働できる状態

2015年12月25日 関電が核燃料装荷開始

2016年 1月 6日 住民側が名古屋高裁金沢支部に保全抗告

2016年 1月29日 高浜原発3号機再稼働

1 2月24日林決定を出した林潤裁判官, 山口敦士裁判官, 中村修輔裁判官の経歴

- ▶ いずれも2015年4月に福井地裁に着任（名古屋家裁に異動した樋口英明裁判官と入れ替わり）
- ▶ 林潤裁判官（修習49期）
東京→最高裁民事局→東京→大阪→宮崎→大阪→福岡→福井
（部総括）
- ▶ 山口敦士裁判官（修習54期）
東京→釧路→東京→最高裁刑事局→（退官）→豊橋→大阪→福井
- ▶ 中村修輔裁判官（修習58期）
大阪→横須賀→最高裁総務局→東京→福井

1 2月24日林決定の不当性

①福島原発事故を無視した決定

▶ 決定要旨 1 頁

「福島原発事故等の被害の甚大さや深刻さを踏まえれば、裁判所は、福島原発事故等の経験を踏まえた現在の科学技術水準に照らし、原子炉施設の危険性が**社会通念上無視し得る程度にまで管理されているか否か**という観点から、あくまでも厳格に審理・判断すべきである。」

▶ しかし、個々の判断を見ると、福島原発事故の経験を踏まえて、厳格に審理・判断しているとは到底いえない。

①基準地震動を超える地震動が観測されたこと

決定 1 1 4 頁「基準地震動 S_s の応答スペクトルを一部の周期で超過したものの、全体としてはおおむね同程度又はこれを下回っていたことが認められるのであり、これらの事例の存在は、新指針に基づく基準地震動の合理性ないし信頼性のある程度裏付けるものと評価することも可能である」

②耐震重要度分類の見直しの必要性

③使用済み核燃料を閉じ込める機能の脆弱性

などを無視

⇒ **実質的に、福島原発事故を社会通念上無視し得ると判断しているに等しい。**

社会通念とは、誰の社会通念か

- ▶ 「社会通念」とは、現制度の下においては裁判官に委ねられており、各裁判官の間に必ずしも意見の一致が存するとは限らない概念。
⇒このような抽象的かつ曖昧な基準を用いることは許されない。
- ▶ 女川原発1, 2号機訴訟一審の裁判長をつとめた塚原朋一氏
「社会通念上無視し得る程度」として住民側の主張を退けた判決について
「あれは、当時のわたしの社会通念です」
「これについては、いま、反省する気持ちがあります。わたしは裁判長をしていたとき、『なんで住民はそんなことを恐れているんだ?』『気にするのはおかしいだろう』とっていました。その程度だったらいいいじゃないかと考え、『無視し得る程度』という表現に至ったのです」
- ▶ 福島原発事故後の社会通念
福島原発事故のような深刻な災害は二度と起こしてはならない。
- ▶ 12月24日林決定の社会通念
福島原発事故のような深刻な災害は二度と起こしてはならないという立場に立っているとは考えられない。
⇒林潤, 山口敦士, 中村修輔裁判官の「社会通念」

1 2月24日林決定の不当性

②周辺住民に被ばくを受忍させる決定

▶ 決定174頁

「本件原発において、一たび大型航空機やミサイルによる大規模なテロ等が起こった場合には、（略）**大規模損壊に至る可能性は否定できない**というべきであるが、大規模なテロ等に対しては、そのような事象によって原子炉格納容器や使用済燃料ピットに大規模損壊が生じた場合を想定し、**周辺環境への放射性物質の放出低減**を最優先に考えた対応を行うという方針を採用することには合理性がある」

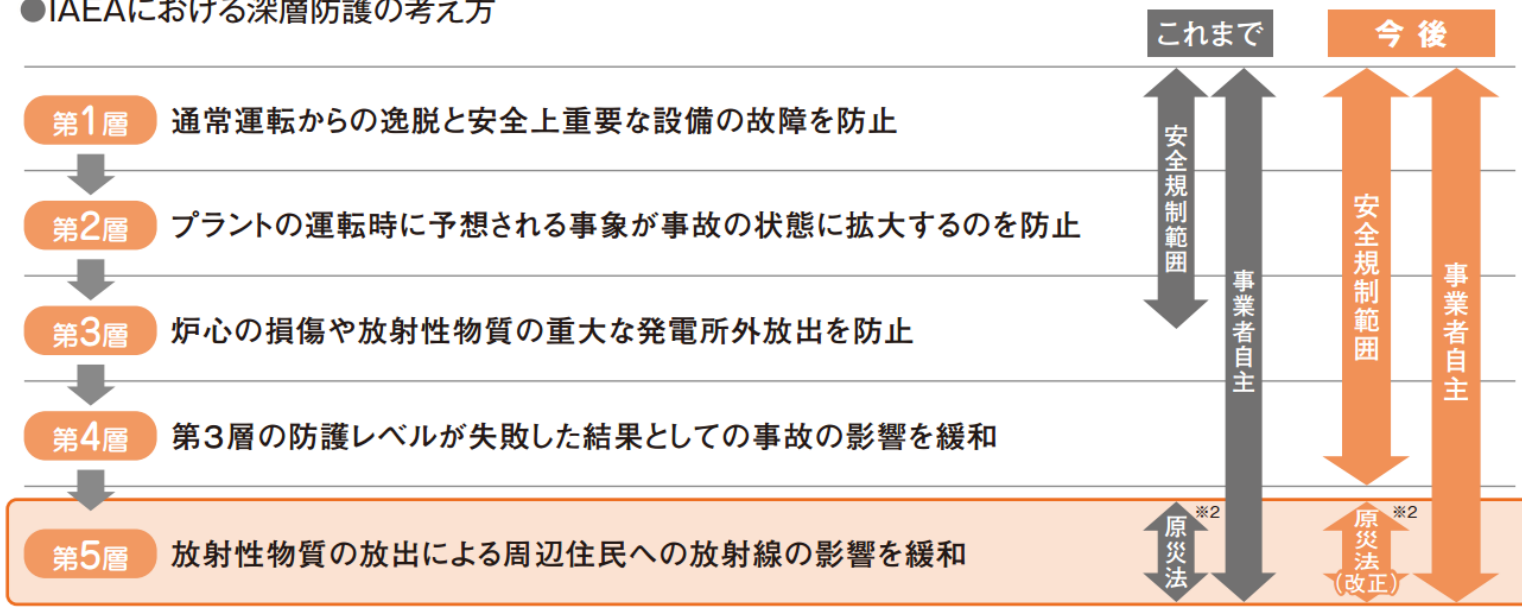
▶ 決定要旨3頁

「本件原発において絶対的安全性が想定できない以上、**過酷事故が起こる可能性が全く否定されるものではない**のであり、万が一過酷事故が生じた場合に備え、避難計画等を含めた重層的な対策を講じておくことが極めて重要である」

12月24日林決定の不当性

③深層防護の概念に反する決定

●IAEAにおける深層防護の考え方



※1 深層防護(Defense in Depth): 原子力施設の安全確保の考え方の一つで、安全対策が多段的に構成されていること。 ※2 原災法: 原子力災害対策特別措置法。
IAEA「原子力発電所の安全・設計(SSR2/1)」等をもとに作成 (関西電力作成)

- ▶ 決定221頁
本件原発の燃料体の損傷ないし溶融に結び付く危険性が社会通念上無視し得る程度にまで管理されているから、燃料体等の損傷ないし溶融を前提とする水蒸気爆発及び水素爆発の危険性や放射性物質が本件原発の敷地外に大量放出される危険性については、判断する必要がない。
- ▶ 鹿児島地裁2015年4月22日川内原発仮処分命令申立却下決定ですら、適切な避難計画が策定されていない場合には、人格権の侵害又はそのおそれが存すると解する余地があるとしていた。

1 2月24日林決定の不当性

④規制委の判断の合理性を安易に認めた決定

▶ 決定105頁

新規制基準の策定に関与した藤原広行氏による「**基準地震動の具体的な算出ルールは時間切れで作れず、どこまで厳しく規制するかは裁量次第になった**」との指摘を認めながら、「原子力の安全規制に関連する各種分野の専門家として高い専門性と識見を有する複数の委員を擁する」原子力規制委員会が、「高度の専門的・技術的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使できる態勢を確保することによって、審査に係る各原子炉ごとに、精度の高い調査と最新の科学的・技術的知見を踏まえた地震動の評価がされているか、不確かさについても適切に考慮されているかといった点を個別かつ具体的に審査するという枠組み」には「十分な合理性がある」とした。

⇒原子力規制委員会は、中立公正な立場で、高度の専門的・技術的知見に基づく判断をしているという前提の下、その判断の内容を十分に検討することなく、安易にその判断の合理性を認めている。

1 2月24日林決定の不当性

⑤改正原子力関連法規に反する決定

▶ 決定要旨2頁

「テロ等による大規模損壊については、**放射性物質の放出低減**を最優先に考えた対策及び手順の整備等を行っていること、**本件原発が具体的にテロ等の標的になっていることもうかがわれない**こと等に照らせば、」テロ等の危険性は、社会通念上無視し得る程度に管理されている。

▶ 原子炉等規制法第1条（目的）

（略）**原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関し、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行うほか**
（略）

異議審で行われていた専門技術的な議論

2015年7月27日付け裁判所からの基準地震動に関する質問事項抜粋

債務者は、基準地震動を導出するに当たって、債権者が指摘する概要以下のような不確かさについては、考慮していないという理解でよいか。

① 「応答スペクトルに基づく地震動評価」

- ・松田式が抱える誤差
- ・耐専スペクトルの誤差（観測値のばらつきの考慮）

② 「断層モデルを用いた手法による地震動評価」

- ・「統計的グリーン関数」自体が抱える大きな誤差（不確かさ）
- ・レシピにおいて断層破壊面積を導く際のモデルが極めて簡略化されていることにより内包される誤差
- ・断層破壊面積から地震モーメントを導くに当たってのスケーリング則が抱える誤差（ばらつき）

③ 「震源を特定せず策定する地震動」

- ・留萌支庁南部地震には、観測地震動ではなく最大地震動を考慮し、 M_w を6.5と想定すること

債務者において、基準地震動を策定するに当たって債務者が行った不確かさの考慮で十分であり、債権者が主張するような不確かさを考慮する必要はない（又は債権者が主張するような手法で考慮する必要はない）とする科学的根拠は何か。

また、債務者が採用した基準地震動の策定方法（すなわち新規制基準で想定している策定方法）及び不確かさの具体的な考慮方法は、国際的に見て最先端の科学技術水準に合致しているといえる具体的な根拠ないし裏付けは何か。

佐藤暁氏「高浜原発異議審の決定から思うこと」

(岩波書店「科学」2016年2月号)

- ▶ 法廷での大事の決定は、設計基準を超えるとか、過酷事故対策が万全かとか、枝葉の議論と言っては申し訳ないが、ある意味そのような一度原子力規制委員会が審査をした二番煎じのようなプロセスを通して行わなければならないことなのだろうか。
- ▶ 立地審査指針を停止、あるいは廃止してしまっていることの問題、国家に対するストレステストに耐え得ないことなどの問題などを問うことは、裁判という手続きの中でのルールとしては、どうしてもできないものだったのであるか。
- ▶ 最後にもう一度、本件、および他の件の裁判に闘っておられる方々に対し、本稿において度々礼を逸した書き方をしてしまったことをお詫びしたい。

参考資料：長谷川公一「脱原子力社会へ」

1 × ×	0 基	0 %
2 × ×	0 基	0 %
3 × ×	1 基	約 1. 9 %
4 × ×	3 基	約 5. 6 %
5 × ×	0 基	0 %
6 × ×	2 基	約 3. 7 %
7 × ×	3 基	約 5. 6 %
8 × ×	6 基	約 1 1. 1 %
9 × ×	3 5 基	約 6 4. 8 %
0 × ×	4 基	約 7. 4 %



関西電力が所有する火力発電所

関西地方の12か所に37基

東京電力が所有する火力発電所

関東地方の14か所に85基



高レベル核廃棄物処分問題に関する 樋口判決の判示

- ▶ 樋口判決 65～66頁
- ▶ 原告らは、上記各諸点に加え、高レベル核廃棄物の処分先が決まっておらず、同廃棄物の危険性が極めて高い上、その危険性が消えるまでに数万年もの年月を要することからすると、この処分の問題が将来の世代に重いつけを負わせることを差止めの理由としている。
- ▶ 幾世代にもわたる後の人々に対する我々世代の責任という道義的にはこれ以上ない重い問題について、現在の国民の法的権利に基づく差止訴訟を担当する裁判所に、この問題を判断する資格が与えられているかについては疑問があるが、7（本件原発の現在の安全性と差止めの必要性について）に説示したところによるとこの判断の必要もないこととなる。

原発違憲論

参考資料：澤野義一「脱原発と平和の憲法理論」

- ▶ 原発については、潜在的に戦争手段に転用できる違憲の「戦力」と解することができるでしょう。
- ▶ 原発については、上記の問題点のほか、原発の放射能汚染により、憲法が保障している住民の生命権をはじめとして、生存権、環境権、居住・移動権、財産権、勤労権、営業権などの多面にわたる人権侵害が、公害に比べ、広範囲かつ永続的に生ずる危険性が現実的に明確になった以上、原発稼働は違憲とみるべきである。
- ▶ 放射能汚染による人権問題は、とくに憲法11条や97条の精神に立脚して、「現在の国民」にのみ関するのではなく、「将来の国民」（未来世代）にまでかかわる深刻な問題であるという観点から考える必要がある。
- ▶ また、原発に対する他国やテロ集団の武力攻撃による住民の「平和的生存権」侵害の危険性も、原発存在の違憲性の論拠になろう。

高浜仮処分事件の今後と関連裁判の状況

- ▶ 福井地裁高浜原発3・4号機仮処分命令取消決定に対しては、2016年1月6日に保全抗告を申し立てたため、名古屋高裁金沢支部で審理が行われる（内藤正之裁判長，鳥飼晃嗣裁判官，大野博隆裁判官）
- ▶ 名古屋高裁金沢支部では、福井地裁大飯原発3・4号機運転差止判決の控訴審が行われている（内藤正之裁判長，寺本明広裁判官，鳥飼晃嗣裁判官）。
- ▶ 2016年 2月29日14時 大飯控訴審弁論期日
15時30分 高浜抗告審審尋期日
- ▶ 高浜原発3・4号機については、大津地裁で仮処分裁判が行われており、2016年1月31日に審理終了予定。
⇒ 2016年3月中にも決定が出るか？

再び、福井地裁に提訴 訴訟の概要

- ①請求：高浜原子力発電所3号機と4号機の運転差止請求
(停止時は再稼働差止めを、運転時は運転停止を求める。)
#仮処分 ただし、仮執行宣言を求める。
- ②被告：関西電力株式会社
- ③裁判所：福井地方裁判所
(担当裁判官は、おそらく、林決定を出した林潤・山口敦士・中村修輔裁判官！)
- ④訴訟類型：民事訴訟
- ⑤提訴予定日（一次提訴）：2016年3月11日（金）
※二次提訴は未定



原発訴訟の目的

△勝訴

○全原発の再稼働阻止・廃炉

訴訟のイメージ

- ①これまで裁判には関わってこなかった方々，12月24日林決定より4月14日樋口決定や5月21日樋口判決を支持する方々など，できるだけ多くの方々に原告になって頂き，市民運動と連携する。
- ②若狭の住民の方々にも共感してもらえそうな裁判とする。
- ③専門技術的な議論も重要であるが，原発問題にあまり関心を持っていない方々にも関心を持ってもらえそうな，わかりやすい議論も行い，広く発信する。
- ④裁判官に司法の責任を理解させる。
- ⑤弁護士だけでなく，原告が中心になって裁判活動を行う。
- ⑥，⑦...皆様からの様々な意見を取り入れながら，裁判を進めていきたいと考えています。

高浜原発 1・2号機，美浜原発 3号機等の 40年問題

- ▶ 原子炉等規制法第四十三条の三の三十二（運転の期間等）
 - 1 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について、最初に使用前検査に合格した日から起算して四十年とする。
 - 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- ▶ 高浜原発 1・2号機は既に運転期間が 40 年を超えているが、経過措置により 2016 年 7 月 7 日までに、美浜 3 号機は 2016 年 11 月末までに、運転延長認可と設置変更許可等を受けられなければ廃炉となる。
- ▶ 老朽化と旧式という問題。特に、高浜原発 1 号機圧力容器の脆性遷移温度は全国ワースト 1（玄海原発 1 号機は廃炉決定）。